

**「投資信託定期・定額購入サービス約款」の新旧対照表**

(令和2年4月1日改定)

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客さま（以下、「申込者」といいます。）と株式会社中国銀行（以下、「当行」といいます。）の間における、投資信託の定期・定額購入サービスに関する取決めです。定期・定額購入サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、毎月申込者が指定する<u>買付申込日</u>（以下、「<u>買付申込日</u>」）といいます。）の<u>前営業日</u>（以下、「<u>振替日</u>」）といいます。）に、申込者があらかじめ指定した金額（以下、「<u>買付金額</u>」）といいます。）を、申込者が指定した<u>預金口座</u>（以下、「<u>引落口座</u>」）といいます。）から自動引落としし、申込者の指定する投資信託を取得する取引をいいます。</p> <p>申込者は、本サービスの内容を十分に理解し、申込者の判断と責任において本サービスを利用するものとします。</p> <p>(申込方法)</p> <p>第3条 申込者は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）し、これを当行に提出することによって<u>申し込むもの</u>とし、当行が承諾した場合に限り本サービスを利用できます。</p> <p>2 <u>本サービスのお申込みにあたっては</u>、累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに開設済みの場合は、この限りではありません。</p> <p>(申込内容の変更)</p> <p>第4条 申込者は、<u>買付申込日の3営業日前</u>までに、当行所定の書面により当行に申出ることによって、<u>買付金額や買付申込日</u>等の申込内容を変更したり、本サービスを解約することができます。</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客さま（以下、「申込者」といいます。）と株式会社中国銀行（以下、「当行」といいます。）の間における、投資信託の定期・定額購入サービスに関する取決めです。定期・定額購入サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、毎月申込者が指定する<u>振替日</u>（以下、「<u>振替日</u>」）といいます。）に、申込者があらかじめ指定した金額（以下、「<u>買付金額</u>」）といいます。）を、申込者が指定された<u>預金口座</u>（以下、「<u>引落口座</u>」）といいます。）から自動引落としし、申込者の指定する投資信託を取得する取引をいいます。</p> <p>申込者は、本サービスの内容を十分に理解し、申込者の判断と責任において本サービスを利用するものとします。</p> <p>(申込方法)</p> <p>第3条 申込者は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）し、これを当行に提出することによって<u>申込みのもの</u>とし、当行が承諾した場合に限り本サービスを利用できます。</p> <p>2 <u>お申込みにあたっては</u>、指定銘柄の累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに開設済みの場合は、この限りではありません。</p> <p>(申込内容の変更)</p> <p>第4条 申込者は、<u>振替日の2営業日前</u>までに、当行所定の書面により当行に申出ることによって、<u>買付金額や振替日</u>等の申込内容を変更したり、本サービスを解約することができます。</p>

改定後	改定前
<p>(買付金額の引落し)</p> <p>第5条 買付金額の引落口座は、投資信託取引における指定預金口座に限ります。</p> <p>2 買付金額の自動引落しでは当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とします。</p> <p><u>3 (削除)</u></p> <p><u>3 第1条にかかわらず、毎月申込者が指定する買付申込日が当行の休業日または指定銘柄について、海外の証券取引所等の休業日等による申込不可日にあたるときは、毎月申込者が指定する買付申込日の翌日以降最初に到来する当行営業日かつ指定銘柄の申込不可日でない日を買付申込日とし、この買付申込日の前営業日を振替日とします。</u></p> <p>4 買付金額の自動引落しは、振替日の引落口座の残高から行います。このとき、残高に当座貸越を利用できる範囲内の金額は含まれません。</p> <p>5 同日振替日に、本サービスを含め引落口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が引落口座の残高を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。</p>	<p>(買付金額の引落し)</p> <p>第5条 買付金額の引落口座は、投資信託取引における指定預金口座に限ります。</p> <p>2 買付金額の自動引落しでは当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とします。</p> <p><u>3 振替日が当行の休業日にあたる場合は、前営業日を振替日とします。また、振替日を28日から30日にご指定された場合に、当該振替日が月末日になるときは、その前営業日を振替日とし、振替日を31日にご指定された場合は、月末日を振替日とします。</u></p> <p>4 指定銘柄について、海外の証券取引所等の休業日等により<u>申込不可日がある場合で、振替日の翌営業日が当該不可日にあたる</u>ときは、当該不可日を振替日とします。</p> <p>5 買付金額の自動引落しは、振替日の引落口座の残高から行います。このとき、残高に当座貸越を利用できる範囲内の金額は含まれません。</p> <p>6 同日振替日に、本サービスを含め引落口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が引落口座の残高を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。</p>
<p>(買付時期および価額)</p> <p>第7条 当行は、<u>第1条又は第5条第3項の定める買付申込日に買付けの申込みがあったものとして取扱います。</u></p> <p>2 前項の買付価額は、「累積投資約款」に定める価額とします。</p> <p>3 第1項にかかわらず、指定銘柄の委託者が買付けの申込みを受付しない場合または取消した場合は、<u>第1条又は第5条第3項に定める買付申込日の翌営業日以降最初に買付けが可能になった日に買付けを行います。</u></p>	<p>(買付時期および価額)</p> <p>第7条 当行は、<u>引落口座から自動引落しを行った日の翌営業日に、買付けの申込みがあったものとして取扱います。</u></p> <p>2 前項の買付価額は、<u>指定銘柄の「累積投資約款」に定める価額とします。</u></p> <p>3 第1項にかかわらず、指定銘柄の委託者が買付けの申込みを受付しない場合または取消した場合は、<u>買付けの申込みは不成立となります。この場合、自動引落しした買付金額は、当該引落日の翌営業日以降に引落口座へお戻しします。</u></p>

改定後	改定前
<p>(返還および<u>収益分配金</u>の再投資)</p> <p>第8条 返還および<u>投資信託の収益分配金</u>の再投資は、「<u>証券振替決済口座管理約款</u>」および「<u>累積投資約款</u>」に基づき行うものとします。</p> <p>(本サービスの解約)</p> <p>第12条</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>③ 申込者が<u>証券振替決済口座または累積投資口座</u>を解約した場合</p> <p>④～⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ (削除)</p> <p>⑥ 申込者が当行との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申出たとき</p> <p>⑦ 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申出たとき</p> <p>⑧ 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき</p> <p>⑨ 当行が本サービスを営むことができなくなる等、やむを得ない事由により当行が解約を申出た場合</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第16条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、<u>その他必要な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</u></p> <p>2 <u>前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期(公表日から1ヶ月以上の相当期間を空けるものとします。)</u>を、店頭表示、<u>当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</u></p>	<p>(返還および<u>果実</u>の再投資)</p> <p>第8条 返還および<u>果実</u>の再投資は、<u>それぞれ指定銘柄の「累積投資約款」</u>に基づき行うものとします。</p> <p>(本サービスの解約)</p> <p>第12条</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 申込者が<u>指定銘柄の累積投資口座</u>を解約した場合</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>⑥ <u>申込者が第16条に定めるこの約款の変更</u>に同意しないとき</p> <p>⑦ 申込者が当行との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申出たとき</p> <p>⑧ 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申出たとき</p> <p>⑨ 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき</p> <p>⑩ 当行が本サービスを営むことができなくなる等、やむを得ない事由により当行が解約を申出た場合</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第16条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、<u>その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。</u></p> <p>2 <u>前項の通知は、改定の内容が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告等によって代えることがあります。</u></p>

改定後	改定前
<p><u>3 前2項による変更は、前項に基づき公表した効力発生時期から適用するものとします。ただし、お客さまの利益に適合する場合の本約款の変更にかかる周知については、変更の効力発生時期と同時または事後に行う場合もあります。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 令和2年4月1日改定</p>	<p><u>3 第1項の通知または第2項の掲載・公告等が行われた後、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 平成28年1月1日改定</p>